⑶　工事場所
本社
兵庫県神戸市中央区小野柄通（本社）
神戸淡路鳴門自動車道
自）兵庫県神戸市西区見津が丘（神戸西ＩＣ）
至）徳島県鳴門市撫養町木津（鳴門ＩＣ）
瀬戸中央自動車道
自）岡山県都窪郡早島町（早島ＩＣ）
至）香川県坂出市川津町（坂出ＩＣ）
西瀬戸自動車道
自）広島県尾道市高須町(西瀬戸尾道ＩＣ）
至）愛媛県今治市山路（今治ＩＣ）
⑷　工事内容　本工事は、本四高速道路における通信ネットワークを構成する伝送交換設備の更新に伴う機器製作及び据付調整を行うものである。
施工箇所　78箇所
伝送設備・交換設備更新　44箇所
伝送設備更新　34箇所
⑸　工期　契約締結の日の翌日から620日間
⑹　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物の性能、機能（品質の安全性）」及び「安全対策」に関する提案（以下「技術提案」という。）及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　次の各号の一に該当しない者であること。
①　電気通信工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の１に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
②　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
③　本四会社の過去２年以内において次の㈠から㈦までの一に該当したと認められる者
㈠　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
㈢　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
㈣　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㈥　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
㈦　その他本四会社に著しい損害を与えた者
㈧　㈠から㈦までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
④　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑵　本四会社における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「遠方監視制御設備工事」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）であること。
⑶　本四会社における「遠方監視制御設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,100点以上であること。
⑷　施工実績　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績については本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）並びに他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。）。
なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・同種工事　画像信号、音声信号及びデータをＩＰ方式により送受信する伝送装置について、次の①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（他社への依頼製作含む）
②　機器の設置
③　試験調整
⑸　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については工事の請負金額が2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。現地での据付調整期間については専任で配置できること。（現地での据付調整期間は、平成25年９月から平成26年６月を予定している。）
㈠　専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
㈡　監理技術者にあっては、技術士又は技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
・技術士　電気電子部門又は総合技術監理部門［選択科目が「電気電子部門」に係るものに限る。］の資格を有する者。
㈢　主任技術者にあっては、技術士又は一定の実務経験を有する者であること。なお、技術士又は一定の実務経験等を有する者とは、次のとおりとする。
・技術士　電気電子部門又は総合技術監理部門［選択科目が「電気電子部門」に係るものに限る。］の資格を有する者。
・一定の実務経験を有する者
①　電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、電気通信工事に係る下記の実務経験を有する者。
・高等学校　５年以上
・高等専門学校　３年以上
・大学　３年以上
②　電気通信工事に係る10年以上の実務経験を有する者。
③　電気通信事業法（昭和59年12月法律第86号）第46条第３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けたのち電気通信工事に関し５年以上の実務経験を有する者。
㈣　現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない）。ただし、施工実績については